

クローン技術規制法について

(1) 成立までの経緯

- 平成9年2月のクローン羊「ドリー」誕生の発表を受け、同年9月に科学技術会議に生命倫理委員会を設置。意見公募を踏まえ、人クローン個体産生に対し罰則を伴う法規制をすべきことを決定（平成11年12月）
- これを受け、科学技術庁は平成12年4月（第147回国会）に「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案」を提出したが、審議時間が十分に確保できないなどの主張があり、委員会に付託されることなく廃案となったが、5月に行われた参考人質疑において早期の法規制が必要であることが示された。
- 平成12年10月に、法定刑を5年から10年に引き上げた上で第150回臨時国会に法案を再提出し、衆議院で4回、参議院で3回の審議を経て、11月30日に成立し、12月6日に公布された。

(2) 法律のスキーム

- 人クローン胚等を人又は動物の個体の胎内に移植することを禁止（違反には刑罰）
- 人クローン胚等及び人クローン胚等に類似の胚（特定胚）の適正な取扱いの確保のための措置（胚の取扱いに関する指針の作成、取扱前の届出・実施制限・計画変更命令、立入検査・措置命令等）（違反には刑罰）

（例）成体の体細胞の核移植による人クローン個体の産生



(3) 罰則

- 人クローン胚等の人又は動物の胎内への移植の禁止に違反した者
→ 10年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又は併科
- 特定胚の適正な取扱いに違反（例：届出違反、命令違反等）した者
→ 1年以下の懲役又は百万円以下の罰金
等

(4) 施行期日

人クローン胚等の母胎への移植の禁止については、平成13年6月6日から、特定胚の取扱いに関する規制については、平成13年12月5日から施行。

特定胚の取扱いに関する指針の概要

★クローン技術規制法第4条の規定に基づき指針を策定

特定胚の作成の要件

○特定胚の作成の限定

- ・ 特定胚を用いた研究以外の方法では得られない科学的知見が得られること。
- ・ 作成者が十分な技術的能力を有すること。
- ・ 9種類の特定胚*のうち動物性集合胚のみ作成でき、その目的はヒト細胞由来の臓器の作成に関する研究に限ること。

○細胞の提供者から書面により同意を得ること。

○細胞の提供は無償で行われるべきこと。

※クローン技術規制法では、上記の動物性集合胚の外、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚、人クローン胚、ヒト集合胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚、ヒト性集合胚及び動物性融合胚の計9種類の特定胚を定義している。

その他特定胚の取扱いの要件

○特定胚の譲受は、譲り受けようとする者が十分な技術的能力を有するとともに、無償で行われる場合に限られること。

○特定胚の輸入及び輸出は当面禁止。

○特定胚の取扱いは作成から原始線条*が現れるまでの期間（14日を超える場合は14日間）に限られること（凍結保存期間を除く）。

*初期胚の発生の過程（ヒトでは受精後約14日後）で現れる細い溝のことで将来背骨になる。この出現により胚は本格的に臓器・組織への分化を始めるとされている。

○特定胚の人又は動物の胎内への移植の禁止。

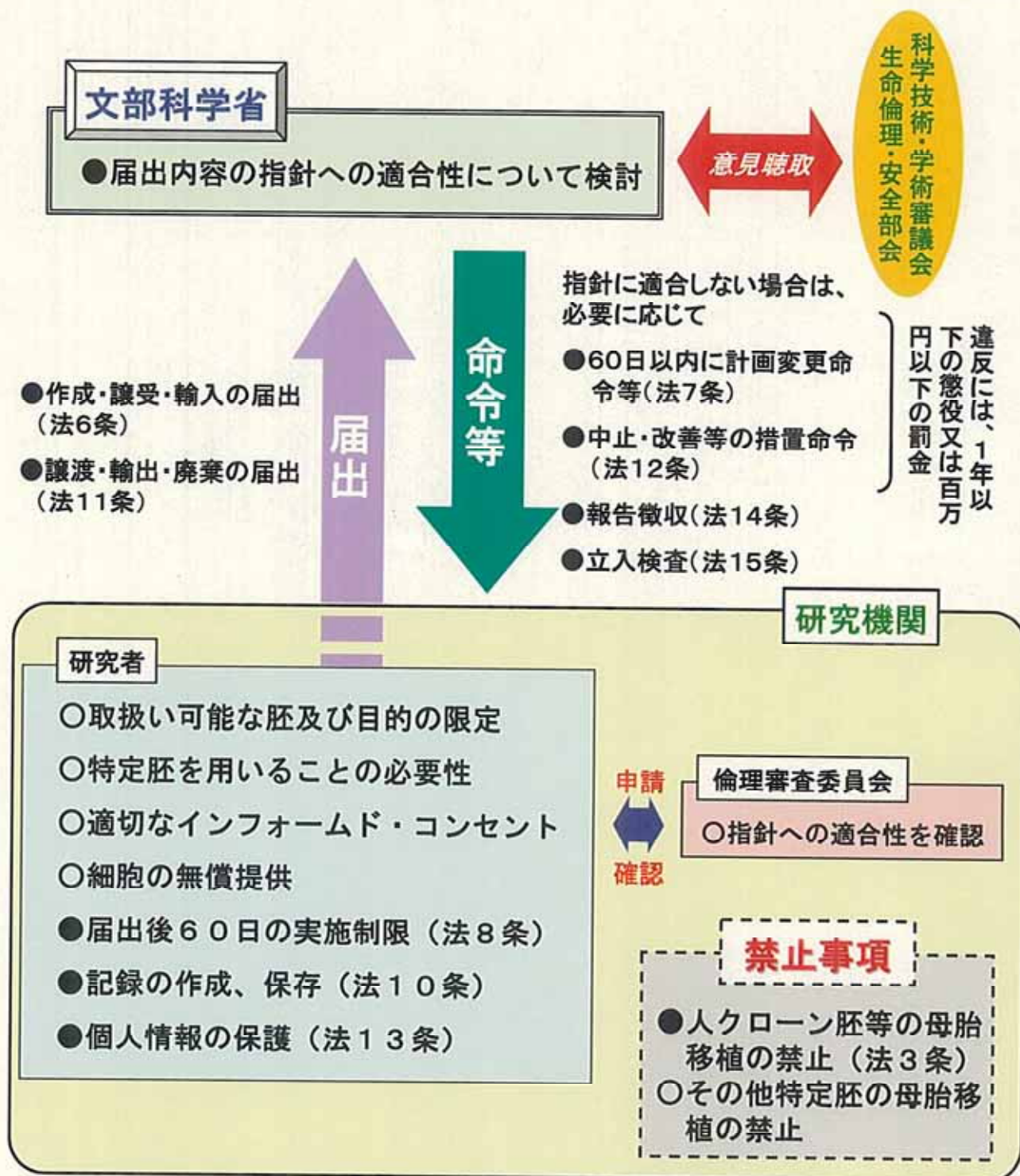
特定胚の取扱いに関して配慮すべき手続

○文部科学大臣への届出前に機関内倫理審査委員会の意見を聴くこと。

○特定胚の取扱いの成果の公開に努めること。

クローン技術規制法に基づく 特定胚の取扱い手続の流れ

●: 法律事項
○: 指針事項



※ 法律及び指針について、現在に至るまで申請及び処分実績はない。